

島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、グローバル化するものづくり環境に的確に対応し、県内ものづくり産業の雇用を維持拡大するため、積極的に海外需要の取り込みを図る県内ものづくり企業の海外展開等を支援する、島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象事業)

第2条 助成金の対象事業は、別表1のとおりとする。ただし、当該事業を実施することにより、対象事業者にとって、県内生産拠点及び県内雇用の維持、拡大につながると認められる事業のみを対象とし、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 本助成期間内において、国、県又は他の支援機関が助成する事業
- (2) 本助成金について同一年度中に採択を受けた企業等が実施する事業（但し、別表1の対象事業の欄に定める同一でない事業を行う場合及び「現地市場調査等支援事業（個別型）」を行う者が、「現地市場調査等支援事業（連携型）」を行う場合（その逆も同じ）を除く）

(助成金の対象事業者)

第3条 助成金の交付対象事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有し、助成事業で対象とする製品等の生産活動の中心が県内に存すること。
 - (2) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社であること。
 - (3) 製造業（ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。）に属する事業を営む企業であること。
 - (4) 県税を滞納していないこと。
- 2 現地市場調査等支援事業（連携型）を行う者にあつては、前項に該当する者の2者以上の連携体（以下「海外展開グループ」という。）であること。

(助成金の対象経費、助成率及び助成限度額)

第4条 助成金の助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。

- 2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成期間)

第5条 助成金の助成期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別表1の対象事業ごとに助成金交付申請書及び誓約書(様式第1号)を提出しなければならない。また、現地市場調査等支援事業(連携型)を実施しようとする者は共同申請者一覧表(様式第1号別紙8)及び委任状(様式第1号別紙9)を併せて提出するものとする。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会社の概要及び直近2か年分の決算報告書(別表1の対象事業のうち、海外進出計画策定事業又は海外拠点ローカル技術者育成事業を行う場合は、附属明細書添付のこと)

(2) 県が課税する全税目に滞納の徴収金がないことを証明する納税証明書

(3) その他代表理事副理事長(以下「副理事長」という。)が必要と認める書類

3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、副理事長が別に定める。

(助成金の交付の決定)

第7条 副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別に定める審査委員会の審査を経て、助成金の交付又は不採択の決定を行い、助成金の交付申請者に通知するものとする。

2 副理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 副理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定通知書(様式第2号)により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合にはあらかじめ助成金変更承認申請書(様式第3号)を、副理事長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 助成対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 副理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 副理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を助成金変更承認通知書(様式第4号)により当該助成事業者に通ずなければならない。

(助成事業の遂行状況報告)

第9条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場

合は、指定する期日までに助成金遂行状況報告書（様式第5号）を副理事長に提出しなければならない。

2 副理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を廃止したときは、助成事業が完了した日（廃止にあつては第8条第1項による承認を得た日）から起算して15日を経過する日までに、助成金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、副理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 副理事長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第7号）により当該助成事業者に通知する。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、助成金の額が確定した後、助成金請求書（様式第8号）により副理事長に助成金を請求するものとする。

（事業成果等の報告）

第13条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）の翌年度から3年間、毎年、助成事業完了後の成果状況等について、島根ものづくり企業海外展開総合支援事業成果状況報告書（様式第9号）により、速やかに報告しなければならない。

（交付の決定の取消等）

第14条 副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成事業にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第15条 副理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取

消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

- 2 副理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び遅延金)

第16条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日）から支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を支払った場合におけるその後の期間については、既支払額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に支払わなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日からの支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払わなければならない。
- 3 副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の保存)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は副理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

しまねものづくり産業生産力・受注力強化緊急対策事業海外進出計画策定等支援助成金交付要綱

海外拠点ローカル技術者育成支援助成金交付要綱

- 3 この要綱の施行の日前に交付されたこの要綱による廃止前の要綱に基づく助成金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要綱は、令和2年度に交付の決定を行う助成金について適用し、これ以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別表1

事業区分	対象事業	事業内容
1 海外展開事業支援	1 現地市場調査等支援事業	<p>将来的な海外需要の取り込みや競争力の強化を目的として、海外展開の位置づけや、対象となる国・地域、顧客等、展開手法などに関する現地市場調査や事業構想を策定するために行う次の事業</p> <p>(1) 現地市場調査等支援事業（個別型） 将来的な海外展開に向けて、またはその可能性を探るために個社で現地市場調査や海外展開構想策定を行う事業</p> <p>(2) 現地市場調査等支援事業（連携型） 海外展開グループで連携し現地市場調査や海外展開構想策定を行う事業</p>
	2 海外進出計画策定事業	<p>海外子会社の設立に向けた具体的な計画の策定等を行う事業</p> <p>ただし、既に海外子会社が存在する国において、別の海外子会社を設立するための計画の策定等を行う事業は対象としない。</p>
	3 海外販路開拓事業	<p>自社の製品、サービス又は技術等（以下「自社製品等」という。）の海外販路開拓を目的として行う以下の事業</p> <p>新たな商取引の実現に向けた取り組みであることを条件とし、同一テーマの申請は3回を上限とする。</p> <p>(1) 商談会、展示会等への参加 (2) テスト輸出 (3) 販売促進活動 (4) 輸出向け商品の開発 (5) その他海外販路拡大に係る事業活動の実施</p>

2 人材確保育成支援	4 グローバル人材確保育成事業	<p>海外展開のための人材（語学能力や海外企業との取引等の経験を有するなど、企業の海外展開に不可欠な人材であり、日本国内本社が雇用する人材であること。）を確保するため、有料職業紹介事業者（職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の3に規定する有料職業紹介事業者をいう。以下同じ。）に人材の紹介を依頼する事業</p> <p>また確保した海外展開のための人材の育成を行う事業 ただし申請は3回を上限とする。</p>
	5 海外拠点ローカル技術者育成事業	<p>海外において設立した海外子会社に雇用した、又は海外子会社設立準備段階等で親会社が雇用した海外生産の中核を担う技術者（以下「ローカル技術者」という。）の技術指導を実施するために行う次の事業</p> <p>ただし、海外子会社を設立してから5年以内であること又は海外子会社設立準備段階であることとし、海外子会社設立準備段階での申請は1回限り、海外子会社設立後の申請は3回を上限とする。</p> <p>(1) ローカル技術者を県内の生産拠点に受け入れて生産技術に関する教育訓練を受けさせる事業（以下「国内受入研修」という。）</p> <p>(2) 企業の技術指導者をローカル技術者の指導に当たらせるため、海外子会社に派遣する事業（以下「技術指導者海外派遣」という。）</p>

別表 2

事業区分	事業種目	助成対象経費	助成金の額
1 海外展開事業支援	1 現地市場調査等支援事業	<p>1 謝金（計画策定等のために、国内及び現地の専門家（弁護士、弁理士、会計士、コンサルタント等）に支払う謝金）</p> <p>2 旅費（社内規程による。ただし、島根県の規程の範囲内とする）。以下同じ）</p> <p>※原則として2名分までとする。「現地市場調査等支援事業（連携型）」にあつては企業等毎に2名分までとする</p> <p>(1) 現地調査を目的として活動を行うための旅費</p> <p>(2) 現地調査のために、専門家に対して支払う旅費</p> <p>(3) 現地調査のために通訳に対して支払う旅費</p> <p>(4) 海外展開に係る研修参加に伴う旅費</p> <p>※ 日当は対象外とする。（以下同じ）</p>	<p>助成金の交付の対象となる経費の1/2以内(千円未満切り捨て)で、「1 現地市場調査等支援事業」にあつては、「現地市場調査等支援事業(個別型)」の場合、1事業当たり1,000千円以内「同(連携型)」</p>
	2 海外進出計画策定事業		

		<p>3 印刷製本費（海外展開で使用するパンフレットや商品ラベル等のデザイン及び印刷製本に要する経費）</p> <p>※助成事業実施期間内に使用すると見込まれる数量のみを対象とする。</p> <p>※商品ラベル等の印刷製本費は見本商品やテスト販売品に限る。（本格販売品は除く。）</p> <p>4 通訳翻訳料（現地通訳や資料翻訳等に要する経費）</p> <p>5 委託費（国内又は現地調査・分析並びに子会社設立に向けた諸手続きに係る専門家等への委託費（印紙代及び印紙代に類する経費は対象外とする。））</p> <p>6 賃借料（進出準備又は現地調査のための現地レンタルオフィス等の賃借料）</p> <p>7 負担金（海外展開に係る国内の研修等参加のための負担金）</p> <p>8 その他副理事長が特別に必要と認める経費</p>	<p>の場合、1事業当たり2,000千円以内</p> <p>「2 海外進出計画事業」にあつては1事業当たり3,000千円以内</p>
<p>3 海外販路開拓事業</p>		<p>1 賃金（販売促進員等に支払う賃金。ただし、当該事業の実施のために臨時的に雇用される者に係るものに限る。）</p> <p>2 謝金（専門家等に支払う謝金）</p> <p>3 旅費（新たな商取引の実現に向けた自社製品等の海外販路開拓に要する旅費。ただし、通常の業務活動や営業活動に係る旅費は対象外とする。）</p> <p>※原則として2名分までとする。</p> <p>4 印刷製本費</p> <p>5 会議需用費</p> <p>※お茶代等は対象外</p> <p>6 通訳翻訳料</p> <p>7 役務費（海外販路開拓に必要な役務の提供に要する経費）※検査手数料、手続き代行料など</p> <p>8 広告宣伝費（海外での広告・宣伝活動に要する経費）</p> <p>9 通信運搬費（展示品、見本商品、テスト販売品の輸送に要する経費）※本格販売品の輸送経費は対象外</p> <p>（書類やダイレクトメール等の発送に要する経費）</p> <p>※電話料は対象外</p> <p>10 委託費（現地コーディネーターやコンサルティ</p>	<p>助成金の交付の対象となる経費の1/2以内（千円未満切り捨て）で、1事業当たり1,000千円以内</p>

		<p>ング会社等に支払う経費、外国語ホームページの製作に要する経費)</p> <p>11 会場費(展示会、商談会等の出展に要する経費、商談会等の開催に必要な会場借り上げに要する経費)</p> <p>12 リース料(展示会等で使用するレンタル品に要する経費)</p> <p>13 その他副理事長が特別に必要と認める経費</p>	
2 人材確保育成支援	4 グローバル人材確保育成事業	<p>1 手数料(有料職業紹介事業者に対し人材紹介が成功した際に支払う人材紹介手数料(当該人材紹介により雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立したとき以降支払われることとなる手数料のみを対象とする。))</p> <p>2 謝金(人材育成のための専門家等に支払う謝金)</p> <p>3 旅費(セミナーや会議への参加等、人材育成に係る旅費) ※原則として2名分までとする。</p> <p>4 研修費(人材育成に係るセミナー等への参加費)</p> <p>5 通訳翻訳料(通訳謝金、通訳旅費、テキスト・資料等翻訳費)</p> <p>6 印刷製本費(テキスト・資料等の印刷費)</p> <p>7 その他副理事長が特別に必要と認める経費</p>	<p>助成金の交付の対象となる経費の1/2以内(千円未満切り捨て)で、1事業当たり1,000千円以内</p>
	5 海外拠点ローカル技術者育成事業	<p>1 旅費(随行者、付添人の経費は対象外とする。)</p> <p>(1) 国内受入研修に係るローカル技術者及び通訳の渡航費</p> <p>(2) 技術指導者海外派遣に係る技術指導者の渡航費</p> <p>2 滞在費(随行者、付添人の経費は対象外とする。)</p> <p>(1) 国内受入研修に係るローカル技術者及び通訳の滞在費</p> <p>ア 研修期間中の家賃、契約金等</p> <p>イ 寝具、調理器具など生活する上で、必要不可欠な企業が購入又は借用する生活用品費(テレビ等の娯楽用品は助成対象外とする。)</p> <p>ウ 宿泊費(食事代を除く。)</p> <p>(2) 技術指導者海外派遣に係る技術指導者の滞在費</p> <p>ア 研修期間中の家賃、契約金等</p> <p>イ 寝具、調理器具など生活する上で、必要不</p>	<p>助成金の交付の対象となる経費の1/2以内(千円未満切り捨て)で、1事業当たり1,000千円を上限とする。</p>

		<p>可欠な企業が購入又は借用する生活用品費 (テレビ等の娯楽用品は助成対象外とする。)</p> <p>ウ 宿泊費 (滞在先での安全が保たれる標準的なクラスのホテルとし、食事代を除く。)</p> <p>3 通訳翻訳料 通訳謝金、通訳旅費、テキスト・資料等翻訳費</p> <p>4 その他副理事長が特別に必要と認める経費</p>	
--	--	---	--

※消費税及び地方消費税相当額は対象外経費とする。